

とくしま新未来雇用創造プロジェクト参加規程

本規程は、事業者が、平成28年度から平成30年度に実施する「とくしま新未来雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という）に参加し、事業を利用するために必要となる手続き等について定めるものである。

1. 参加資格

プロジェクトに参加できる者は、つぎに掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ア 徳島県内に本店または事務所、工場、その他の事業用施設（以下「事務所等」という）を有する事業者であること。
イ 「新素材」「健康・医療」「地域資源」関連の産業分野での事業展開にあたり、徳島県内の本社または事業所等において次のいずれかの業種に該当する事業を行う、または行おうとする事業者であること。

【新素材関連産業】LED、CFRP(炭素繊維強化プラスチック)、CNF(セルロースナノファイバー)、リチウムイオン電池等製造、活用製品等製造

- ・指定主要業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、生産用機械器具製造業（26）
- ・指定関連業種：パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、プラスチック製品製造業（18）、電気機械器具製造業（29）
輸送用機械器具製造業（31）

【健康・医療関連産業】医薬品、健康食品、医療・福祉機器等製造

- ・指定主要業種：化学工業（16）、生産用機械器具製造業（26）
- ・指定関連業種：金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、業務用機械器具製造業（27）
その他の事業サービス業（92）

【地域資源関連産業】農工商連携製品、クールジャパン製品等製造、ICT活用サービス等

- ・指定主要業種：食品製造業（09）、木材・木製品製造業（12）、情報サービス業（39）
- ・指定関連業種：飲料・たばこ・飼料製造業（10）、繊維工業（11）、家具・装備品製造業（13）
インターネット附随サービス業（40）、映像・音声・文字情報制作業（41）

（ ）内は産業分類 中分類番号を示す

ウ 雇用保険適用事業所であること。

エ 厚生労働省所管の雇用開発助成金において、不正受給処分されていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。

オ 労働保険料を滞納していないこと。

カ 労働関係法令の違反を行っていないこと。

キ 性風俗関連営業、接待を行う飲食店営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。

ク 暴力団と関わりのある事業主でないこと。

ケ 支援対象とする時点で倒産している事業主でないこと。

2. 参加申込

(1) プロジェクトに参加しようとする者（以下「参加希望者」という）は、「とくしま新未来雇用創造プロジェクト参加申込書」をとくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（以下「事務局」という）へ提出しなければならない。

(2) 事務局は、(1)により参加申込を受けた場合、その記載内容を確認し、不備がない場合は「とくしま新未来雇用創造プロジェクト参加者名簿」に登録するとともに、その旨を参加希望者に連絡する。

3. 参加者の責務

プロジェクト参加者は、徳島県または事務局から、プロジェクトに関連する調査又は照会があった場合は、速やかに回答するものとする。

4. 参加の中止

プロジェクトの参加を中止しようとする者は、理由を記載した書面を事務局へ提出するものとする。

5. 参加の取り直し

プロジェクト参加者が、1に掲げる参加資格を満たさないことが判明した場合、または、その他不適切な事象があった場合、事務局は、当該事業者を「とくしま新未来雇用創造プロジェクト参加者名簿」から抹消し、その旨を通知する。

6. その他

プロジェクトの参加に関し、本規程に定めのない事項については、協議会事務局長が別途定めることとする。

附則 この規程は、平成28年7月1日から施行する。